

# F A X 送信票

平成26年5月16日

黒崎合同法律事務所

**宛先**

平山 博久

様

(FAX番号 093-642-2856 )

**内容**

回答書の送付

回答が遅くなり申し訳ございませんでした。  
回答書をFAXで送信させていただきます。原本は本日郵送して  
おりますので、ご確認くださいませようお願いします。

**送信部数**

本票を含めて 7 部

**発信人**

〒857-0028 長崎県佐世保市八幡町4-8

佐世保市水道局経営管理課

企画調整係 寺松

**電話**

(0956) 24-1151 (内線3514)

**FAX**

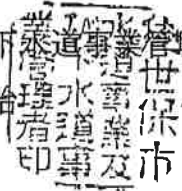
(0956) 25-9685

26佐水経 第119号

平成26年 5月16日

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩下 和雄 様  
石木ダム対策弁護団 代表弁護士 馬奈木 昭雄 様  
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表 森田 正昭 様  
石木川まもり隊 代表 松本 美智恵 様  
水問題を考える市民の会 代表 篠崎 正人 様  
石木川の清流とホテルを守る市民の会 事務局長 田代 圭介 様

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者  
水道局長 谷本 薫治



### 公開質問状にかかる対応について

平成26年4月25日付（4月28日受理）公開質問状についてお答えいたします。

まず最初に、事前にご了承賜っていたところではございますが、回答期限としてご指定されていた5月9日までの回答が遅れましたこととお詫び申し上げます。

本市は、従前から慢性的な水源不足により、過去に幾度も渇水の危機に見舞われ続けており、新規水源確保による水の安定供給が最大の課題となっている中、市内を含む県北地域一帯での水源確保策の検討を重ねてまいりましたが、川棚町岩屋郷地点での石木ダム建設以外に有効な手立てがありませんでした。地権者の皆様方のお立場からすれば、石木ダムは川棚川の洪水対策や川棚町水道の安定化の役割等もありますが、地元ではない隣接自治体である本市の水問題の改善のために、住み慣れた郷土を離れなければならないというお心苦しい面もあることから、地権者の皆様方に対しまして、何とかご理解を賜りたいとの思いで、これまでの対応を通じてご説明させていただいたものです。

事業の必要性等をご理解いただくためには、本市が置かれている厳しい状況と、水道事業者が法律上の責務として負っている水の安定供給についてご理解をいただくことが重要であると考えております。また、前回回答からの繰り返しとなりますが、水需要予測は、水道施設の規模を決定するにあたって、関係する法律や基準等に基づいて実施したもので、ご質問がありました各数値は、これらの法律等の考えに沿って算出したものですので、数値が適正であるかの評価は、これらの法律等の考えに合致しているかどうか重要です。従いまして、本市の水事情の実態と、計画策定における法律や基準の考えの双方をご説明する

ことが、全体のご理解に繋がるものと考え、過去2回の回答をさせていただいたものです。

そのようなことから、ご質問にありますような個々の数値のみを回答する考えではございません。事業認定申請にかかる資料の提示につきましては、個人情報の取り扱い等もごございますことから、佐世保市情報公開条例に基づく手続きが必要ではございますが、情報公開請求に応じて対応させていただきたいと思っております。

また、平成26年5月23日の対応につきましては、従前と同様に、15時から水道局本庁舎4階会議室にてお待ちさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上を踏まえた上で、平成26年4月25日付公開質問状に対しまして、改めて本市の考えを下記のとおりご説明いたします。ご説明させていただくうえで、一部、過去の回答と重複する内容がありますことをご了承ください。

## 記

水道事業者は水道法に基づき水道の供給を行っております。水道法は、「水道が、国民の健康で文化的な最低限度の生活水準を維持し、さらにこれを向上させるために不可欠である」ことから「国民が日常生活を営む上で、水道はナショナルミニマムであるとされ、安定供給が水道の最大の使命」とされており、水道事業者に対しては、水道の使用者に常時水を供給することが義務付けられています。（※「」内の表記は『水道法逐条解説』より抜粋）

水道施設を整備する際には、この法律の目的を達成するために、水道施設には常時給水を確保できる能力を備える必要があり、石木ダム計画にあたっては、各種法令・基準に基づき、将来の安定供給確保のためのリスクを見込んだ施設計画を策定しているところです。

安定供給確保のために水道施設が備えるべき施設能力は、水道使用者の需要のピーク時に対応でき、また、想定されうる渇水の際においても安定供給が果たせるだけの能力が求められていることから、水需要予測においては、このことを前提として、各種数値の算定を行っているものです。

以上のことを踏まえ、ご質問の各項目に沿ってご説明いたします。

### 1 生活用水需要予測及び平成6～7年渇水について

石木ダム建設計画による新規開発水量である日量4万 $\text{m}^3$ は、各種法令・基準に基づいて、水の安定供給を確保する上での必要限度において算出した水量であり、平成6～7年の渇水

の実績に基づいたものではありません。

実際に起こった問題として、平成6～7年は「列島渇水」と呼ばれ、全国各地で渇水に陥る未曾有の大渇水でありましたが、その中でも本市は、二日間で5時間しか給水できない給水制限を余儀なくされ、全体の給水制限期間も約9ヶ月に及び、全国でも最も厳しいレベルの状況に追い込まれました。この渇水で苦しい思いをしたのは、市内に生活の場を設けている佐世保市民であり、私ども行政の立場としては、市民に二度と同じようなことを繰り返してはならないとの強い思いを抱いているところであります。石木ダムがあれば、将来、平成6年と同じような渇水に見舞われても、当時のような厳しい給水制限の実施をすることは避けることができることから、本市の利水計画策定の背景としてご説明したものです。

生活用水原単位（市民一人一日当たりの使用水量）の予測については、平成6～7年の渇水以降に市民の間に根付いた節水意識や節水機器の普及状況等の実績を前提とし、全国の状況、その後の渇水の状況等を考慮した上で算出したものです。水道の安定供給を使命とする水道事業者が、今後も渇水を繰り返すことを前提とした予測はできませんので、今後渇水が無ければ、緩やかに回復していくと想定したものであり、全国的に見れば少ない水準ではありますが、目標年度における生活用水原単位を一人一日当たり207リットルとしたものです。

## 2 工場用水の水需要予測について

水道施設には、常時給水を確保するための能力が求められていることから、水需要のピークが重なった一日最大給水量に対応できる能力とする必要があります。大口需要者（SSK）の予測に当たっては、この一日最大給水量を適切に算出するために、同社の特殊な水使用形態を考慮した算定方法を取っているものです。

算定方法は、平成24年度に水需要予測を行った当初から、同社の売上高を算出根拠とはしておらず、事業認定申請以降においても修正等は加えておりません。一部、資料の表記の説明不足による誤解を招いていた事実があったことから、そのことについてこれまでの対応の中でご説明差し上げたものです。その他の小口需要者については、今後、一定の経済情勢の回復を想定する中においても、大きな回復が想定される具体的事象が確認されなかったことから、常時給水の確保の上で、過去実績の平均程度の回復に備える考えとしたものです。

過去実績を用いておりますので、過去の新規事業・廃止事業の実績が含まれた数値の平均値となっております。

### 3 業務営業用水の水需要予測について

本市の業務営業用水（米軍・自衛隊以外）の水量の多くは、観光関連企業が占めており、過去の使用水量と観光客数の実績に相関関係があることから、将来の観光客数を予測することで、将来の業務営業用水を予測したものです。観光客数の予測に当たっては、佐世保市総合計画との整合を図った予測としております。

米軍・自衛隊については、九州防衛局に意向調査を行い、その結果に基づいて、過去実績の最大値としております。

### 4 安定水源量について

水道水源については、常時給水を確保するために、確実に取水できる能力が求められており、水道法において認可の基準が明確に示されております。

事業認定申請において、本市が安定水源としている水源水量日量77,000㎥は、この認可基準を満たしている水量を示したものです。

ご質問にありますその他の保有水源は、この認可の基準を満たすことが出来ない水源となっております。

### 5 小佐々地区の水源について

平成26年3月7日付回答と重複した内容となりますが、改めてご説明いたします。

本市は、平成17年度から平成21年度にかけて、世知原町、吉井町、小佐々町、宇久町、江迎町、鹿町町との市町合併を行っており、小佐々地区を含めて従来から各旧町地区でも水道の供給が行われておりますので、それぞれに水源を保有しております。

県北地域は全体的に水源確保に不向きな地形・地質条件下にあるため、各旧町地区はいずれも、それぞれの地区の需要を何とか賄う程度の水源しか保有しておらず、特に小佐々地区に関しては、従来から、佐世保地区以上に水源不足に悩まされ続けておりました。

そのような事から、市町合併に伴って、水源量の合計は増加しておりますが、水源の余裕が生まれるような状況にはありません。

水道法では、水道施設の統合を見据えた計画とすることが求められておりますが、それぞれの旧町地区の水道施設が独立した形で整備されており、それぞれが離れて位置していることから、市町合併に伴って、直ちに佐世保地区の水道施設と統合することはできません。そのため、今後の計画として、年次的に順次、施設の統合を進め、将来的には全ての地区との統合をしていく予定としておりますが、今回の石木ダムに関する水需要予測は平成36年度

までの計画としており、この期間では、旧町地区のごく一部の統合しか出来ておりません。

## 6 下の原ダムの嵩上げについて

平成26年3月7日付回答と重複した内容となりますが、改めてご説明いたします。

本市の既存のダムは、古いものでは100年以上が経過しており、その多くは現在の河川法が施行される以前に建設されたものであります。そのようなことから、ダムの堆砂容量等、現在の制度に基づいた規格になっていない部分が多く、また年数経過による河川流況の変化に伴い、水利権に相当する安定した取水が難しい状況となっていたことから、平成10年にダムの能力調査を実施しました。その結果、既存の6ダムで合計日量3,000 $\text{m}^3$ が水利権に対して能力が不足していることが明らかとなりました。従いまして、ご質問にありましたように、堆積土砂等によって貯水容量が減少したことによるものではありません。

この能力不足を解消するために、6ダムの嵩上げの検討を行った結果、下の原ダムだけが、他水系から補水を行うことで再開発が可能であることが分かり、嵩上げによる再開発を行ったものです。

再開発にあたっては、地形的条件の中で、最大の開発水量が得られるよう計画し、新規水利権3,000 $\text{m}^3$ /日と全国で初めてとなる渇水対策容量22.7万 $\text{m}^3$ が認められたものです。

## 7 有収率・負荷率について

平成26年3月7日付回答と重複した内容となりますが、改めてご説明いたします。

本市は、斜面地が多く高低差が著しい地形をしている中で、高部地区にも一定の水圧で給水する必要がある事から、どうしても低部地区には必要以上の水圧がかかり、そのことにより水道管が破損し易くなり、漏水対策には不利な条件にあります。

そのため、現在は、低部地区の減圧対策を中心とした漏水対策を重点的に進めており、かつては1万5千 $\text{m}^3$ /日以上あった漏水を半分以下にまで減少させています。

今後も、このような取り組みを進めていき、漏水を減少させることを前提としており、水需要予測にあたっては、計画期間中に現実的に到達可能な目標値として有収率を設定しているものです。

負荷率については、水の安定供給を確保するためのリスク管理の観点から、過去に実際に記録した負荷率を採用しております。

また、事業認定申請資料において、以上ご説明した水需要予測の内容については、予測の手順や考え方等の説明を加えたうえで、各種根拠資料を添付し、長崎県を通じて事業認定庁に提出しておりますので、ご確認ください。

なお、事業認定申請にかかる内容以外の資料等につきましても、先に述べました通り、情報公開の手続きに沿って、対応させていただきたいと存じます。

最後になりますが、地権者の皆様方におかれましては、何卒、本市利水の必要性についてご理解を賜り、重ねまして事業へご協力くださいますよう切にお願い申し上げます。

以 上